

元高環共第 912 号
令和 2 年 1 月 31 日

経済産業大臣 梶山 弘志 様

高知県知事 濱田 省司

「(仮称) 今ノ山風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する環境
の保全の見地からの知事意見について

このことについて、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 10 条第 1 項及び電気
事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 7 の規定に基づく環境の保全の見地から
の意見は、下記のとおりです。

記

本事業は、株式会社ジャパンウィンドエンジニアリングが、高知県土佐清水市及び
幡多郡三原村において、最大で総出力 198,000 kW の風力発電所を設置するものです。

本事業計画の検討に当たっては、国内でも類を見ない規模の風力発電事業であるこ
とや近傍に他事業者による風力発電事業計画があること等に鑑み、自然環境や地域住
民の生活環境等に対して影響が無いよう、調査、予測及び評価を行い、影響が懸念さ
れる場合には、その影響について回避又は低減の措置を行うよう求めます。

また、環境保全措置の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、適切な調
査、予測及び評価を行うとともに、地域住民等に本事業の環境影響評価について積極
的に説明を行う必要があります。

特に、次の各論に示す事項について適切に環境影響評価を実施し、予測される影響
に対しては、事業内容を十分に精査した上で、環境影響評価準備書以降の図書に調査
内容及び経緯等を適切に示してください。

1 総括的事項

(1) 関係地域内の住民や団体等との調整

今後、環境影響評価手続きを進めるに当たっては、重要な眺望地点等からの施
設の眺めについてはフォトモンタージュを活用するなど、事業の内容及び環境影
響について、地域住民や地域の観光団体等の関係者に対し科学的な根拠に基づき
具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

また、地域住民や地域の観光団体等の関係者に必要な情報を提供し、理解を得
られるよう努めるとともに、地域住民等からの意見に十分配慮したうえで事業計
画を検討・策定すること。

その他、説明会の開催に当たっては、多くの人々が参加できるよう十分な周知
を行うとともに、地域住民等から類似施設の視察等の要望があった場合には、可

可能な限り真摯に対応すること。

(2) 適切な調査、予測及び評価の実施

今後の環境影響評価手続においては、最新の知見やデータに基づき、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測及び評価を行い、生活環境や自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

また、専門家等から得られた助言や意見について、適切に評価し、計画への反映を行うこと。

その他、得られた調査結果を可能な限り開示すること。

(3) 累積的な環境影響について

本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電事業が計画されており、環境影響評価手続中であることから、今後、事業者間での十分な協議・調整を踏まえた事業計画の検討が行われなければ、環境影響が適切に評価されないことが懸念される。このため、他事業者と事業計画に係る情報共有・情報収集を行い、それにより得られた情報を考慮し、事業の内容を検討した上で実現可能な事業計画を次回の準備書に記載すること。

また、他事業者が計画している風力発電事業のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについては、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設等の配置等を検討し、その経緯等を次回の準備書に記載すること。

(4) 事業計画等の見直し

上記のほか、2により、本事業の実施による重大な影響等を回避又は十分低減できない場合は、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避、低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討しないこと。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在し、工事の実施や風力発電施設の稼働等に伴い発生する騒音及び超低周波音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、対象事業実施区域周辺の住居等からの離隔又は配置の検討を行い、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

イ ブレードから発生する風切り音の他、風車のナセル等の機器から発生する騒音

等について調査、予測及び評価を行い、影響を回避又は低減すること。

ウ 騒音及び超低周波音による地域住民の心身への影響を含む生活環境への影響について最新の知見に基づき調査、予測及び評価を行うこと。

エ 生活環境への影響については、その影響が発生した場合に備え、風力発電施設の設置前及び供用開始後に適宜調査を行い相関関係を示すことができるように努めるほか、供用開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

オ こうした予測、評価や対策について、地域住民等に対して、論文等の知見に基づき、適切かつ具体的な説明を丁寧に行うこと。

(2) 水環境

ア 対象事業実施区域に含まれる土佐清水市周辺は短時間雨量が非常に多い地域であり、平成 13 年 9 月に発生した高知西南豪雨の際は、土佐清水市付近を中心に猛烈な雨が観測され、山腹からの土砂等の流入により、益野川下流において濁水が流出する等甚大な被害を受けた経緯があるため、工事中及び、供用開始後において、土砂の流出等が発生しないよう、その影響について調査、予測及び評価のうえ、影響の回避又は極力低減を行うこと。

イ 対象事業実施区域のほとんどは保安林に指定されており、このような状況を踏まえ、工事の実施に当たっては、土地の形質変更や森林伐採を行う面積の最小化、土工量の抑制等保安林への影響を極力回避すること。

ウ 雨水の分散排水、緑化や沈砂池の設置による濁水の抑制などの環境保全措置を講じるとともに、工事完了後においても風力発電施設の設置場所や搬入路等からの土砂及び濁水の流出防止策を講じること。

エ 風力発電施設の設置及び附帯する道路の整備等による濁水の流入により対象事業実施区域周辺の生活環境及び地域産業へ影響が無いよう、対象事業実施区域及びその周辺の水源について調査、予測及び評価を行うとともに、影響が懸念される場合にはその影響の回避又は低減に努めること。

(3) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、国内希少野生動植物種であるハヤブサや、県指定の天然記念物であり、県鳥でもあるヤイロチョウ等の希少な動物が生息している可能性があるため、工事の実施や発電施設の稼働等に伴い、こうした野生動物の生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念される。風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた更なる適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、動物への影響を回避又は極力低減すること。

イ 対象事業実施区域内には、今ノ山鳥獣保護区が存在しており、森林鳥獣生息地の保護区として、森林に生息する鳥獣の保護を図る必要があるため、風力発電施設の設置や道路の改変等による影響について調査、予測及び評価を行い、影響が懸念される場合には、風力発電施設等の配置等の再検討を行う等、保護区内の生態系への影響について回避及び極力低減すること。

ウ 対象事業実施区域付近では、希少猛禽類であるクマタカの生息が確認されたという情報があるため、今後の調査においては、環境省のマニュアルに従い対象事業実施区域及びその周辺のクマタカの生息等について調査、予測及び評価をするとともに、生息地の消失やバードストライク等の影響が懸念される場合は、その影響を回避及び極力低減すること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺が、サシバやハチクマ等の渡り鳥の渡りのルートになっている可能性があるため、渡り等へ影響が無いよう調査、予測及び評価を行うとともに、バードストライク等の影響が懸念される場合は、その影響を回避又は極力低減すること。

オ 対象事業実施区域及びその周辺には、イシヅチサンショウウオ、コガタブチサンショウウオ及びシコクハコネサンショウウオのほか、土佐清水市の一部の地域のみで生息しているとされているトサシミズサンショウウオ等の希少なサンショウウオ類が生息している可能性があるため、現地調査により生息状況を把握するとともに、生息地への影響が懸念される場合には、その影響を回避すること。

カ 風力発電機の機種を選定においては、当該地域の鳥類及びコウモリ類等へ影響が無いよう、カットイン風速及びフェザリング等の機能について検討し、バードストライク等の影響を回避又は低減すること。

キ 河川の底生動物の調査時期について、早春季に終齢幼虫が多く得られるため、2月後半の調査も追加し、実施すること。

(4) 植物

ア 今ノ山の山頂周辺には、自然度の高いアカガシ群落等が存在する。対象事業実施区域には、当該群落が存在しており、風力発電施設の設置及び附帯する道路等の工事による伐採によっては当該群落の生育環境へ影響を与える可能性があるため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、伐採面積を最小限に抑える等の対策を講じるとともに、当該群落の植生への影響を回避すること。

イ 尾根筋の森林が伐採されることによる乾燥化によって、対象事業実施区域及びその周辺の希少な着生植物等への影響が懸念されるため、風況の変化等について調査、予測及び評価の上、その影響を回避又は極力低減すること。

ウ 植物の調査時期においては、早春季も追加して調査を行うこと。

(5) 景観

ア 対象事業実施区域の南部について、県内で唯一の国立公園内にあり観光名所でもある竜串海岸や、足摺半島から風車が見える可能性があることから、本事業の実施により景観への影響が懸念される。そのため、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望特性、利用状況を把握したうえで、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、重要な眺望景観に影響がある場合には、風力発電施設等の配置等の再検討を含めた影響の回避又は低減を行うこと。

イ フォトモンタージュを作成する際には、曇り空だけでなく景観への影響がわかりやすい晴れの日も含めて作成するよう努めること。

ウ 重要な眺望景観については、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たって、景観資源の管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえるとともに、観光拠点の景観に配慮すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域周辺には、三原キャンプ場等が存在しており、景観変化等の影響が懸念されることから、今後、風力発電施設等の配置等の検討に当たっては、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、影響の回避又は低減を行うこと。

また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これら人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(7) その他

ア 風力発電施設を設置する際に附帯する道路の整備等については、既設及び新設の道路や拡幅する道路の内容等について次回の準備書に詳細に記載するとともに、工事の実施に当たっては、周辺の生態系等への影響について調査、予測及び評価のうえ、影響が懸念される場合は、その影響を回避又は低減すること。

イ 今後、事業計画を進めるに当たって、風力発電施設の設置に係る土捨て場等の配置を設定する際には、設定予定地の生物多様性等の状況を鑑み、土捨て場等を設定すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺では、ニホンジカの食害が多いため、風力発電施設等の設置に係る工事時及び供用開始後において、食害を拡大させないように配慮すること。